

# 3.原子力発電導入国の増加 と核拡散の深刻化を背景に した新たな**二国間協力枠組** **み構築の動き**

日本原子力研究開発機構  
核不拡散・核セキュリティ総合支援センター  
計画管理・政策調査室

# 米印原子力協力協定

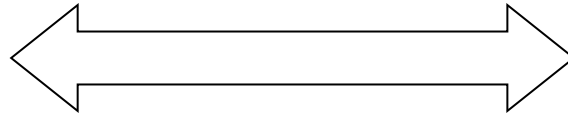
米国



- ③ヘンリー・ハイド法の成立(2006.12)
- ⑧米国議会による米印原子力協力協定の承認(2008.10)



- ⑦インドの例外扱いを承認(2008.9)
- ⑭インドのNSG加盟で合意できず(2014.6)
- ⑳インドのNSG加盟を見送り(2016.6)
- ㉑インドに関する審議継続(2017.6)

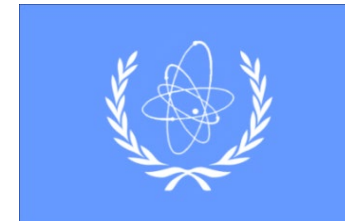
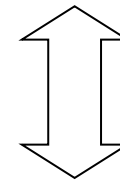


- ①米印共同声明(2005.7)
- ④米印原子力協力協定の交渉妥結(2007.7)
- ⑨**米印原子力協力協定の署名(2008.10)**
- ⑩**米印原子力協力協定の発効(2008.12)**
- ⑯原子力損害賠償問題と協定対象核物質の追跡と計量に係る課題につき両国で合意に達したことを発表(2015.1)



インド

- ②軍民分離計画の策定(2006.3)
- ⑤インド議会による政権の信任投票(2008.7)
- ⑬原子力損害賠償法成立(2010)
- ⑰原子力損害賠償に係る原子力保険プール設立(2015.6)
- ⑱インドが原子力賠償の補完的補償に関する条約(CSC)を批准(2016.2)
- ⑲インド国内に対してCSC発効(2016.5)



IAEA

- ⑥保障措置協定のIAEA理事会での承認(2008.8)
- ⑪民生用原子力施設に対する保障措置協定(対象物特定保障措置協定)(2009.2)
- ⑫追加議定書署名(2009.5)
- ⑮追加議定書発効(2014.7)

## インドとの原子力協力の実現に向けた動向

原子力損害賠償責任に関するインドの国内法規定の取り扱い等：2016年2月、インドは原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)を批准し、2016年5月、インド国内でCSCが発効した。インドの原子力損害賠償法は、供給した原子力資機材の瑕疵が原因で原子力事故が起きた場合に原子力運転者から供給者への求償権を認めているが、一部報道は「CSCの発効によりインドの原子力損害賠償法は事実上骨抜きとなり、外国企業が進出しやすくなる」と評価。なお、インドは2015年6月に原子力保険プール設立等の追加措置を講じている。

- 2016年1月、仏国オランド大統領はモディ首相と会談し、仏国が最新型の原子炉6基をインドに供給することに合意。2017年初めにも具体的な開発計画に着手することを発表。2016年6月、米国オバマ大統領はモディ首相と会談し、ウェスティングハウス(WH)が原子炉6基をインドで建設することで基本合意したことを発表。
- ただし、2017年3月にWHが経営破綻し、同社を買収していた東芝も深刻な経営危機に陥っていることもあり、原子力産業界(ただし、ロシアを除く)は様子見。